

松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年徳島県条例第8号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境の促進を図るため、予算の範囲内において松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者又は占有者（飼育又は管理をする者）のいない猫をいう。
- (2) 不妊・去勢手術 卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術並びに精巣の摘出手術をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する者並びに町内でTNR活動を行う団体で、町内で捕獲又は保護をした飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせようとするもののうち、飼い主のいない猫の愛護者として、「松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に記載する誓約事項を遵守することができる者とする。

(補助対象経費)

第4条 町内に生息する飼い主のいない猫に対し、獣医師会に属する獣医師によって、申請年度内に実施した不妊・去勢手術及び雌は左耳、雄は右耳にV字カットを行う手術に係る費用を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1匹につき1万円とする。

2 補助金が前項の額に満たない場合は、前条の補助対象経費を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を、定められた期間内に町長に提出しなければならない。

2 年度内の申請については、申請者を含む同一世帯及び同一団体各5匹までとする。

(審査及び交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正と認められた場合は、補助金の交付を決定し、松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、予算の範囲内で先着により交付を決定するものとする。

(補助金の取下届)

第8条 申請者は、申請書を提出した後で不妊・去勢手術を中止する理由が生じた場合は、速やかに松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金取下届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の完了報告)

第9条 申請者は、手術を受けた後は、速やかに松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金完了報告書(様式第4号。以下「完了報告書」という。)に耳のV字カット前と後の飼い主のいない猫の全体の様子等が明らかな写真、手術に係る領収書を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書の提出時と実際に手術に要した費用が異なる場合は、完了報告書に補助金額変更理由を記載して提出しなければならない。

(補助金の交付確定)

第10条 町長は、前条第1項の規定による完了報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金の額を確定し、松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付確定通知書(様式第5号。以下「確定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により確定通知書による通知を受けた申請者は、松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書(様式第6号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(手術後の措置)

第12条 第7条第1項の規定により交付決定を受けた申請者は、対象の飼い主のいない猫を手術後、遅滞なく飼い主となる者を探して引き渡し、又は元の生息場所に戻さなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 虚偽の内容による交付申請があった場合
- (3) 手術後、申請者が飼い猫として飼養する場合

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定取消通知書・手術費補助金返還命令書(様式第7号。以下「交付決定取消通知書・返還命令書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定取消通知書・返還命令書により、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。